



平成 29 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 東 邦 亜 鉛 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 手 島 達 也
(コード番号 5707 東証一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 大 久 保 浩
(TEL 03-6212-1711)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 118 回定時株主総会において承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、移行に伴う役員人事等の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の職務執行に対する監査・監督機能の強化を図るとともに、意思決定の機動性・迅速性向上を目的とし、監査等委員会設置会社に移行することといたします。

(2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 118 回定時株主総会において、必要な定款変更に関するご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による改正後の会社法が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 29 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 29 年 6 月 29 日

以上

【別紙】定款一部変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は東邦亜鉛株式会社と称し、 英文では Toho Zinc Co.,Ltd. とす る。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的 とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">1、～23、(条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都千代田区に置 く。</p> <p>第4条～第8条 (条文省略)</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の单元未満株主は、以下に掲 げる権利以外の権利を行使すること ができない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる 権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 取得請求権付株式の取得を請求する 権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 募集株式または募集新株予約権の割 当てを受ける権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 前条に規定する单元未満株式の買増 しを請求することができる権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2、株主名簿管理人及びその事務取扱場 所は取締役会の決議によって選定 し、これを公告する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>東邦亜鉛株式会社</u>と称し、 英文では Toho Zinc Co.,Ltd. とす る。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目 的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">1、～23、(現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、<u>本店</u>を東京都千代田区に 置く。</p> <p>第4条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の单元未満株主は、以下に掲 げる権利以外の権利を行使すること ができない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる 権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 取得請求権付株式の取得を請求する 権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 募集株式<u>又は</u>募集新株予約権の割当 てを受ける権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 前条に規定する单元未満株式の買増 しを請求することができる権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2、株主名簿管理人及びその事務取扱場 所は、<u>取締役会</u>の決議によって選定 し、これを公告する。</p>

<p>(株式取扱規定)</p> <p>第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2、(条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第 14 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 19 条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社に<u>取締役 10 名以内を置く。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2、(現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p> <p>第 14 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 19 条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>8名以内とする。</u></p> <p><u>2、当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
---	---

<p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2、(条文省略)</p> <p>3、(条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 <u>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2、(現行どおり)</p> <p>3、(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2、監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4、補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
---	--

2、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条～第25条（条文省略）

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（新設）

（取締役会の議事録）

第27条（条文省略）

（取締役会規定）

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

2、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。

第24条～第25条（現行どおり）

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第28条（現行どおり）

（取締役会規程）

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった<u>もの</u>を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について同法第 426 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について同法第 427 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第 31 条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第 32 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2、<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった<u>者</u>を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について同法第 426 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2、当社は、<u>取締役</u>（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について同法第 427 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規定)</u></p> <p><u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 41 条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について同法第 426 条第 1 項に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2、<u>当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について同法第 427 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第 32 条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2、<u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第42条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>2、会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第38条 当社は、<u>会計監査人</u>を置く。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>2、会計監査人は、<u>前項の定時株主総会</u>において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>(期末配当金)</p> <p>第 47 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 48 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 49 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2、(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第 43 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 45 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2、(現行どおり)</p> <p>附 則 <u>当社は、第 118 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2、第 118 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
---	---